

○成田市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日

水道事業管理規程第1号

改正 平成11年4月1日水管規程第1号

平成12年3月31日水管規程第1号

平成13年3月30日水管規程第1号

平成14年3月29日水管規程第3号

平成14年12月27日水管規程第7号

平成16年3月31日水管規程第1号

平成16年9月30日水管規程第4号

平成18年3月24日水管規程第9号

平成21年3月31日水管規程第1号

平成23年9月22日水管規程第3号

平成28年11月29日水管規程第5号

令和元年9月26日水管規程第2号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、成田市水道事業給水条例(平成10年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の承認申請)

第2条 条例第4条の承認を受けようとする者は、給水装置新設(改造・修繕・撤去)承認申請書(別記第1号様式)に必要書類を添えて水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に申請しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定により設計審査を受けようとする者は、前項の申請書と併せて、給水装置工事設計・精算書(別記第2号様式)を管理者に提出しなければならない。

3 給水装置の新設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、第1項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。

(給水装置工事の中止)

第3条 条例第4条の規定により給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事中止届(別記第3号様式)により管理者に届け出なければならない。

(給水装置の構成及び附属用具)

第4条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、メーター筐その他の附属用具を備えなければならない。

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第5条 条例第7条第1項の規定により管理者が指定する給水管及び給水用具

の構造及び材質のうち、公道（公道と同等の又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。）内に用いる給水管の材質は、次のとおりとする。

(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管又はポリエチレン管

(2) 口径が50ミリメートルを超える給水管 ダクタイル鋳鉄管又はポリエチレン管

（平28水管規程5・一部改正）

（給水管径の決定）

第6条 給水管の口径は、給水装置の所要水量及び給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して定めなければならない。

（工事検査）

第7条 条例第6条第2項の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事しゅん工後、直ちに工事検査申請書（別記第4号様式）により管理者に申請しなければならない。

（給水契約の申込み）

第8条 条例第12条の規定による申込みをしようとする者は、給水契約申込書（別記第5号様式）により管理者に申し込まなければならない。

（メーターの設置）

第9条 条例第15条第1項に規定するメーターは、1建築物に1個とする。ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であって、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

2 条例第15条第3項に規定するメーターの設置の位置は、次に掲げる要件を備えているものとし、当該メーターは、水平に設置しなければならない。

(1) メーターの点検を容易に行うことができること。

(2) 常に乾燥していること。

(3) メーターを損傷するおそれがないこと。

（メーターの管理）

第10条 メーターを設置する場所には、点検又は修繕に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置によりメーターの点検又は修繕が著しく困難である場合は、管理者は、当該メーターの位置を変更することができる。

（受水槽に接続する装置）

第11条 条例第15条第2項の規定により市のメーターを設置する受水槽に接続する装置に係る工事のうちメーターに接続する部分に係る工事（修繕を除く。）は、指定給水装置工事事業者が施行するものとする。

2 前項に規定する工事の設計又は施行方法については、管理者が別に定める。
(給水装置等の検査の請求)

第12条 条例第20条第1項の規定により給水装置の検査又は供給する水の水質検査の請求をしようとする者は、給水装置(水質)検査請求書(別記第6号様式)により管理者に請求しなければならない。

(使用水量の通知)

第13条 条例第23条の規定により管理者が使用水量を計量したときは、その都度、その使用水量を水道使用者に通知する。

(給水申込納付金に係る給水管の口径)

第14条 条例第29条第2項の規定により給水申込納付金の額を算定する場合において、当該給水装置が異なる口径の給水管で構成されているときは、当該給水装置に係る給水管の口径は、当該給水装置に設置するメーターの口径と等しい口径の給水管の口径として同項中の表を適用する。

(料金等の減免申請)

第15条 条例第30条に規定する料金、手数料、給水申込納付金その他の費用の減免を申請しようとする者は、料金等減免申請書(別記第8号様式)により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、その旨を料金等減免決定・却下通知書(別記第9号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(還付金の充当)

第15条の2 管理者は、前条第2項の規定による減免の決定をしたことにより還付金が生じた場合において、還付を受けるべき者に未収金があるときは、当該未収金に還付金を充当することができる。

(給水装置の確認申請)

第16条 条例第32条第3項に規定する給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書(別記第10号様式)に給水装置工事設計・精算書その他必要な書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

(平28水管規程5・一部改正)

(給水停止の通知)

第17条 条例第33条の規定により管理者は、給水を停止しようとするときは給水停止予告書(別記第10号様式の2)により、給水を停止したときは給水停止書(別記第10号様式の3)により水道使用者に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第18条 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理は、次に掲げる管理基準により行うものとする。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 条例第36条第2項の規定による管理の状況に関する検査は、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質について行うものとする。

（届出の様式）

第19条 次の各号に掲げる届出の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第13条の届出 給水装置所有者代理人選定届（別記第11号様式）
 - (2) 条例第14条第1項の届出 管理人選定届（別記第12号様式）
 - (3) 条例第17条第1項第1号の届出 給水契約解除届（別記第13号様式）
 - (4) 条例第17条第1項第2号の届出 用途変更届（別記第14号様式）
 - (5) 条例第17条第1項第3号の届出 私設消火栓消防演習使用届（別記第15号様式）
 - (6) 条例第17条第2項第1号の届出 水道使用者氏名（住所）変更届（別記第16号様式）
 - (7) 条例第17条第2項第2号の届出 給水装置所有者変更届（別記第17号様式）
 - (8) 条例第17条第2項第3号の届出 消防用使用届（別記第18号様式）
 - (9) 条例第17条第2項第4号の届出 管理人変更届（別記第19号様式）
- （平28水管規程5・一部改正）

（委任）

第20条 この管理規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
（下総町及び大栄町の編入に伴う経過措置）

- 2 下総町及び大栄町の編入の日の前日までに、下総町水道事業給水条例施行規程（平成17年下総町訓令第2号）又は大栄町水道事業給水条例施行規程（平成13年大栄町告示第39号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成11年4月1日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日水管規程第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日水管規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日水管規程第7号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日水管規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている帳票等は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年3月24日水管規程第9号）

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成21年3月31日水管規程第1号）

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月23日水管規程第3号）

この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月29日水管規程第5号）

この管理規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第16条及び第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月26日水管規程第2号）

この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

別記

第1号様式

給水装置新設(改造・修繕・撤去)承認申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所
ふりがな
氏名又は名称
電 話 番 号

㊟

給水装置新設(改造・修繕・撤去)の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 場 所					
工 事 区 分	新 設・改 造・修 繕・撤 去				
建 築 確 認	年 月 日 第 号 (新築・増築・改築)				
給 水 装 置 の 種 類	専用	栓数	個	用 途	用
	共用	栓数	個		
	私設消火栓	栓数	個		
使 用 者	ふりがな 氏 名				
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 名	指定番号	第 号	給水装置工事 主任技術者名	免状番号	第 号
		㊟			㊟
利 害 関 係 人 の 承 諾	土地所有者	住所	氏名 ㊟		
	家屋所有者	住所	氏名 ㊟		
	既設管所有者	住所	氏名 ㊟		
申請の条件 ア 成田市水道事業給水条例及び成田市水道事業給水条例施行規程を了承し、これを遵守します。 イ この工事について第三者から異議があったときは、一切当方で処理します。 ウ 工事完成後は、道路部分に属する給水装置を貴市に寄付します。					
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号				

第2号様式

給水装置工事設計・精算書

使 用 材 料						水栓番号	使用 者
	名 称	形状・寸法	単 位	数 量		用 途	人 数
				設計	精算		
公 道 部 分						給水方式	直結式・受水槽 式 その他
						設計審査	年 月 日
						承 認	年 月 日
						工事検査	年 月 日
						検査結果	合格・不合格
						検 査 員	
						メ ー タ ー	口径 mm 個 番号 検満 年 月 設置 年 月 日 指針
	宅 地 部 分						給水申込納付金
						消 費 税	円
						設 計 審 査 料	円
						工 事 検 査 料	円
						合 計	円
						納入通知 書発行	年 月 日 第 号
						入 金	年 月 日
						水道法第16条の2第3項た だし書の規定による確認を受 けようとする者の確認手数料	
						納入通知 書発行	年 月 日 第 号
						入 金	年 月 日
分						備考欄	
						道路掘削・占用	有・無

使用材料は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合していることを確認しました。

給水装置工事主任技術者 氏名 

第3号様式

給 水 装 置 工 事 中 止 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏名又は名称
電 話 番 号



給水装置工事を中止したいので、次のとおり届け出ます。

工 事 場 所	
工 事 区 分	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去
指定給水装置 工事事業者名	指定番号第 号
中 止 理 由	
承認申請受付 番号	年 月 日 第 号
工 事 承 認 年 月 日	年 月 日

第4号様式

工 事 検 査 申 請 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所

ふりがな

氏名又は名称



電 話 番 号

給水装置工事の工事検査を受けたいので、次のとおり申請します。

受 付 番 号	年 月 日 第 号	承認年月日	年 月 日
工 事 場 所			
指定給水装置 工事事業者名	名 称 電話番号		印
給水装置工事 主任技術者名			印

※太線枠内のみ記入して提出すること。

検 査 日	年 月 日		
検 査 結 果	合 格 ・ 不 合 格		
手直し指示年月日	年 月 日 まで		
検 査 担 当 者			
工 事 区 分	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去		
種 類	専 用 ・ 共 用 ・ 私 設 消 火 栓		
用 途	一 般 用 ・ 臨 時 用		
メ ー タ ー 口 径	mm		
メ ー タ ー 番 号			
検 満 年 月	年 月		
設 置 年 月 日	年 月 日		
水 栓 番 号		ブ ロ ッ ク 番 号	
備 考			

第5号様式

給水契約申込書

年 月 日

(あて先)成田市長

申込者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号



水道を使用したいので、次のとおり申し込みます。

給水装置所在地					
使 用 者	ふりがな 氏 名	電話番号			
給 水 装 置 所 有 者	住 所 ふりがな 氏 名	電話番号			
給水装置の種類	1 専用 2 共用 3 私設消火栓				
用 途	1 一般用 2 臨時用				
納 入 方 法	1 口座振替 2 納入通知書				
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号				
水栓番号	メーター口径	番 号	指 針	取 付	検 満
	mm			年 月 日	年 月
使用開始予定日	年 月 日				
備 考					

第6号様式

給水装置(水質)検査請求書

年 月 日

(あて先)成田市長

請求者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号



次のとおり給水装置(水質)の検査を請求します。

検査区分	給水装置 ・ メーター ・ 水 質
給水装置所在地	
請求の理由	

第8号様式

料 金 等 減 免 申 請 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所

ふりがな

氏 名



電話番号

料金, 手数料, 給水申込納付金その他の費用の減免を申請します。

水 栓 番 号		メーター口径	mm
給水装置所在地			
申 請 区 分	料金・手数料・給水申込納付金・その他()		
理 由			

第9号様式

成田市水道事業指令第 号

住所
氏名

料金等減免決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった料金，手数料，給水申込納付金その他の費用の減免について，下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

成田市長



記

1 減免する。

区 分	水道料金 ・ 手数料 ・ 給水申込納付金 ・ その他
減 免 金 額	円

2 減免しない。

理 由	
-----	--

第10号様式

給 水 装 置 確 認 申 請 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

㊟

給水装置の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 場 所				
工 事 区 分	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去			
建 築 確 認	年 月 日 第 号 (新築・増築・改築)			
給 水 装 置 の 種 類	専用 栓数 個	共用 栓数 個	私設消火栓 栓数 個	用 途
使 用 者	ふりがな 氏 名			
給 水 装 置 工 事 施 行 者	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電話番号			
利 害 関 係 人 の 承 諾	土 地 所 有 者	住所	氏 名	㊟
	家 屋 所 有 者	住所	氏 名	㊟
	既 設 管 所 有 者	住所	氏 名	㊟
申請の条件	ア 成田市水道事業給水条例及び成田市水道事業給水条例施行規程を了承し、これを遵守します。 イ この工事について第三者から異議があったときは、一切当方で処理します。 ウ 工事完成後は、道路部分に属する給水装置を貴市に寄付します。			
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号			

第10号様式の2

給 水 停 止 予 告 書

年 月 日

様

成田市長



成田市水道事業給水条例第33条の規定により下記のとおり給水を停止しますので、あらかじめお知らせします。

記

1 給水停止日

2 理 由

なお、詳細は、水道部 課までお問い合わせください。

電話 ()

第10号様式の3

成田市水道事業達第 号

住所
氏名

給 水 停 止 書

成田市水道事業給水条例第33条の規定により下記のとおり給水を停止しました。

年 月 日

成田市長



記

- 1 給水停止日
- 2 理 由

なお、詳細は、水道部 課までお問い合わせください。

電話 ()

第11号様式

給水装置所有者代理人選定届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

印

代理人を選定しましたので、次のとおり届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
代 理 人	住 所 ふりがな 氏 名 印 電 話 番 号

第12号様式

管 理 人 選 定 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号

㊟

管理人を選定しましたので、次のとおり届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
区 分	共 有 ・ 共 用 ・ その他
管 理 人	住 所 ふ り が な 氏 名 ㊟ 電 話 番 号

第13号様式

給水契約解除届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



水道の使用をやめたいので、次のとおり届け出ます。

水 栓 番 号			
給水装置所在地			
ふ り が な 使 用 者 氏 名			
移転先(連絡先)	郵便番号	電話番号	
給水装置所有者	住 所 氏 名	電話番号	
メーター口径	mm	メーター番号	
解除予定年月日	年 月 日	午前・午後	
解 除 の 理 由			

第14号様式

用 途 変 更 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり用途を変更したいので、届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
旧 用 途	
新 用 途	
変 更 年 月 日	年 月 日

第15号様式

私設消火栓消防演習使用届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり私設消火栓を消防演習のため使用したいので、届け出ます。

水 栓 番 号	
消 火 栓 所 在 地	
消 火 栓 数	
現 場 責 任 者	
消 防 演 習 使 用 予 定 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

第16号様式

水道使用者氏名(住所)変更届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり氏名(住所)を変更しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
旧氏名(住所)	
新氏名(住所)	
変 更 年 月 日	年 月 日
納 入 通 知 書 送 付 先	郵 便 番 号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号

第17号様式

給水装置所有者変更届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり所有者を変更しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号		メーター口径	mm
給水装置所在地			
種 類	専 用 ・ 共 用 ・ そ の 他	用 途	
旧 所 有 者	住 所 ふりがな 氏 名 Ⓜ 電話番号		
新 所 有 者	住 所 ふりがな 氏 名 Ⓜ 電話番号		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 理 由			

第18号様式

消 防 用 使 用 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり消防用に使用しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号		メーター口径	mm
給水装置所在地			
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
消防(演習)の概要			

第19号様式

管 理 人 変 更 届

年 月 日

成田市長 様

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり管理人を変更しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
区 分	共有 ・ 共用 ・ その他
旧 管 理 人	住 所 ふりがな 氏 名 電話番号
新 管 理 人	住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号
変 更 理 由	